

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 (2015) 年の国勢調査によると本町の人口は、23,755 人で平成 17 年以降、少しずつ減少している。年齢 3 区分別人口割合は平成 27 年 (2015) 国勢調査によると 0~14 歳が 13.3%、15~64 歳が 53.6%、65 歳以上が 33.2%の構成割合を示している。高齢化率は広島県の平均に比べ、高い水準となっている。本町の総生産は、平成 27 年度において、416 億 1400 万円で広島県全体にしめるシェアは 0.3%程度である。就業者数についても、年々減少傾向にあり、産業構造別にみても、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業ともに、減少している。その中には、名産の筆産業等の製造業に従事する事業所が多く含まれている。本町には、大企業の本社等はなく、中小企業が多くを占めており、地域経済活性化における重大な担い手となっている。中小企業者数は、減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

#### (2) 目標

中小企業の設備投資を積極的に支援し、地域振興、産業振興の活性化を行っていく。計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

労働生産性の目標伸び率は年平均 3%以上とする。

中小企業者の付加価値を増加し、生産性の向上を行い、中小企業の成長発展、事業の持続向上、安定的な雇用の維持を図り地域のにぎわいを創出する。

### 2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本計画において対象となる区域は町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

業種・事業等についても指定は行わない。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。